

令和8年度諏訪湖の水辺アクティビティ推進事業委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度諏訪湖の水辺アクティビティ推進事業

2 目的

諏訪湖創生ビジョンでは目指す姿の一つとして『泳ぎたくなる諏訪湖』をテーマに掲げ2038年頃の目標達成に向け取り組んでいる。諏訪湖の水質が水浴可能なところまで改善してきている一方で、諏訪湖で水遊びをすることについてはまだ一般的ではない。

そこで、令和7年度はカヤックを中心とした水辺のアクティビティイベントの開催により、諏訪湖での水遊びをする心理的なハードルを下げながら諏訪湖に親しんでいただいたが、今年度は更なる親水意識の醸成と自然に泳ぎたくなるようなイベントを開催する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年10月30日（金）まで

4 業務の概要

諏訪湖の水辺での親水イベント（以下、親水イベント）開催に向けた実施スケジュール及びその内容の提案や関係者との調整、事前の周知、当日の運営、意識アンケートの企画・実施・集計等に係る全般の業務を委託し、経費は全て委託料に含めるものとする。

（1）開催時期

- ア 契約の日から令和8年10月上旬までの1日とする。
- イ 概ね120名程度の集客が見込める日時を委託者が決定すること。
- ウ 安全にイベントが開催できることを優先し、開催日の予備日を複数日設けること。

（2）開催場所

- ア 諏訪湖周の湖岸や浜辺
※下諏訪町赤砂崎公園付近を想定しているが、他実施にふさわしい場所でも可

（3）参加対象者

- ア 諏訪地域住民（地域住民の親水意識向上を目的とするため、参加者多数の場合は地域住民を優先する）

（4）開催内容

- ア 水上や砂浜を活用した水辺アクティビティイベントの実施
- イ アクティビティの実施にあたっては、委託者が責任をもって参加者の健康確認、安全対策を充分に行うこと

5 業務内容

（1）親水イベント開催に向けた企画・調整・募集・受付業務

- ア 契約期間中の実施スケジュールの提案及び打ち合わせの実施（オンライン可）

- イ 世代を問わず多くの県民が「諏訪湖」に関心を寄せ、親水意識の向上につながるようなアクティビティの企画立案・調整
- ウ 参加者募集・受付
- (2) 親水イベントの開催、運営
 - ア 親水イベント当日の運営業務全般
- (3) 実行計画書および当日進行に関わる資料の作成
 - ア 実行計画書
 - ・開催概要
 - ・運営体制
 - ・プログラム
 - イ 当日のタイムスケジュールおよび各スタッフの役割分担表
- (4) プログラム等の作成
 - 当日参加者に配布するプログラム等を作成すること。内容は提案の上、最終的には委託者と相談して決定すること。
- (5) アンケートの実施
 - ア 受託者は、参加者に対しアンケートを実施すること。なお、設問内容は委託者と相談の上、決定すること。また、設問数は10問程度とする。
 - イ 受託者は、回収したアンケートをイベント実施後2週間以内に集計し、集計結果とアンケート原本を併せて提出すること。
 - ウ 受託者は、アンケート実施に当たり必要な備品を手配するとともに、アンケートの回収に繋がる効果的な措置をとること。
- (6) 事前周知
 - 県内（主に諏訪地域住民）に広く親水イベントの開催を周知するためチラシ・ポスターの作成・印刷・発送やSNS等（X（旧Twitter）広告、Youtube動画広告等）を活用してのPRを行うこと。
- 6 成果物等
 - (1) 親水イベント時に実施したアンケートの集計結果下及び回答原本
 - (2) 5の業務内容をまとめた報告書1部
 - なお、親水イベント開催に向けて作成したツール等については、全て委託者に帰属するものとし、報告書と併せて提出すること。
- 7 提出期限
 - 6の成果物については、事業完了後10日以内に提出するものとする。
- 8 機密保持
 - 受託者は、本業務により知り得た情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならない。
- 9 その他
 - (1) 受託者決定から契約締結までの間に委託者と契約内容を詳細に協議すること。
 - (2) 本委託業務で作成する情報は、委託契約締結時に協議により詳細を詰めるものであること。なお、協議の過程で作成した情報の一部修正や作成が必要な情報以外のものを仕

様に追加する場合がある。

10 委託業務実施に当たっての留意事項

詳細は、契約締結時に定めるものとする。

(1) 第三者への委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、また請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 委託業務に関して知り得た情報

委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は本委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 個人情報の取扱い

本委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）の適用を受けるものとする。

(4) 委託者への損害賠償

受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 第三者への損害賠償

受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の故意又は重大な過失が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。

(7) 第三者が権利を有する著作権

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理するものとする。

(8) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。

(9) 契約の解除

委託者は本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、是正を命じ、あるいは、契約の解除等を行うことができるものとする。

(10) 本契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じたときから委託者に帰属する。

11 地元関係者との交渉等

受託者は、業務の実施に当たっては、必要に応じて地域関係者と調整及び協議等を行い、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、地元関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

12 関係法令及び条例の遵守

受託者は、業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

13 安全等の確保

- (1) 受託者は、業務の実施に際しては、業務関係者だけでなく、イベント参加者、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 受託者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り業務実施中の安全を確保しなければならない。
- (3) 受託者は、イベントの実施時には、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。また、水難事故を想定した緊急時における対応訓練を受けた人員を確保すること。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする
- (5) 受託者は、業務の実施に当たり、事故や災害の予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - ア 受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - イ 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - ウ 受託者は、業務箇所に関係者以外の立入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
 - エ 受託者は、業務の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- (6) 受託者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに委託者に連絡するとともに、委託者が指示する様式により事故報告書を速やかに委託者に提出し、委託者から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- (7) 受託者は、イベント参加者から免責同意書等を徴するとともに、イベントに係る保険に加入させること。また、受託者としても主催者として参加者や第三者への賠償の補償に関する保険に加入すること。

14 臨機の措置

- (1) 受託者は、事故・災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は臨機の措置をとった場合には、その内容を委託者に報告しなければならない。
- (2) イベントの開催、延期及び中止の判断については委託者と協議の上決定すること
- (3) ① イベントの中止が受託者の都合に起因する場合は、イベントの中止までに要した費用は、全額受託者の負担とし、業務委託料から減額する。
② イベントの中止が不可抗力（自然災害等）、感染症拡大防止に起因する場合は、中止したイベントに係る経費の内、中止によって不要となっ

た経費については、委託者と受託者が協議の上、金額を決定する。

- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、その委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。